

今後の進め方について

目次

- 平成28年度税制改正大綱
- 消費税率8%への引上げ対応時の経緯
- 薬価調査、特定保険医療材料価格調査
- 医療経済実態調査
- 医療機関等の設備投資に関する調査
- 消費税分科会の今後の進め方（案）

目次

- 平成28年度税制改正大綱
- 消費税率8%への引上げ対応時の経緯
- 薬価調査、特定保険医療材料価格調査
- 医療経済実態調査
- 医療機関等の設備投資に関する調査
- 消費税分科会の今後の進め方（案）

平成28年度税制改正大綱（平成27年12月16日 自由民主党・公明党）（抄）

第三 検討事項

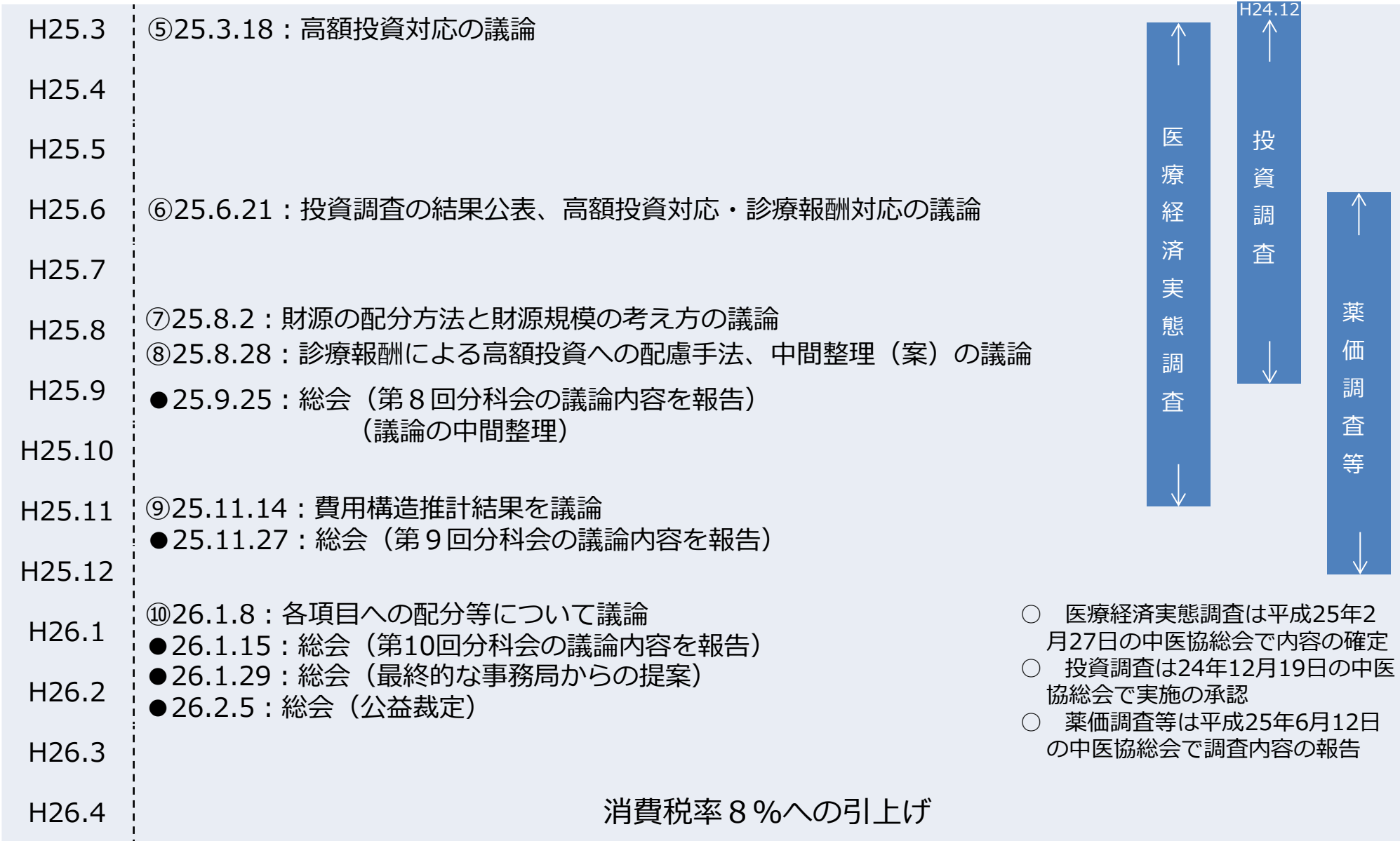
- 8 医療に係る消費税等の税制のあり方については、消費税率が10%に引き上げられることが予定される中、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ抜本的な解決に向けて適切な措置を講ずることができるよう、実態の正確な把握を行う。税制上の措置について、医療保険制度における手当のあり方の検討等とあわせて、医療関係者、保険者等の意見、特に高額な設備投資にかかる負担が大きいとの指摘等も踏まえ、平成29年度税制改正に際し、総合的に検討し、結論を得る。

目次

- 平成28年度税制改正大綱
- 消費税率8%への引上げ対応時の経緯
- 薬価調査、特定保険医療材料価格調査
- 医療経済実態調査
- 医療機関等の設備投資に関する調査
- 消費税分科会の今後の進め方（案）

消費税率8%への引上げ対応時の経緯

丸付き数字：分科会の回数



目次

- 平成28年度税制改正大綱
- 消費税率8%への引上げ対応時の経緯
- **薬価調査、特定保険医療材料価格調査**
- 医療経済実態調査
- 医療機関等の設備投資に関する調査
- 消費税分科会の今後の進め方（案）

平成28年中の薬価調査等の実施について

薬価、特定保険医療材料価格の算出式

$$\text{価 格} = \text{医療機関等への販売価格の加重平均値} \times (1 + \text{消費税率}) + \text{調整幅}$$

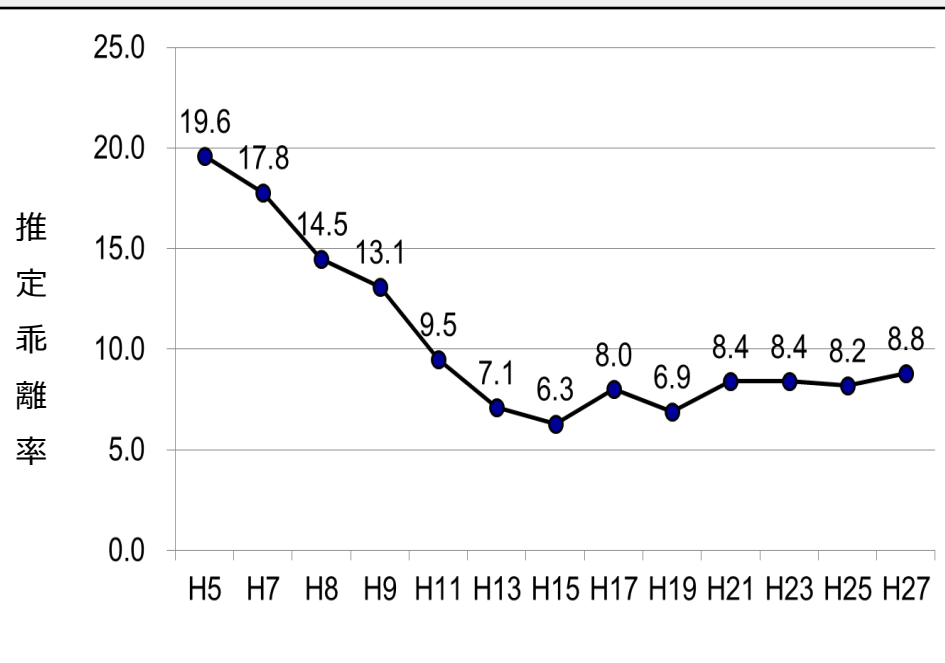
(税抜の市場実勢価格)

↑
〔 薬価等には、常にその時々
消費税率が反映されている 〕

平成元年・9年・26年の対応

| | 薬価調査の実施有無 |
|-------|---|
| 平成元年 | 薬価調査は実施せず ただし、過剰転嫁とならないよう改定率に「0.9」を乗じている |
| 平成9年 | 薬価調査を実施した上で、2%分を上乗せ |
| 平成26年 | 通常の改定年度であり、薬価調査を実施した上で、3%分を上乗せ |

推定乖離率の推移



平成28年中の薬価調査等の実施について

経済財政運営と改革の基本方針2015（平成27年6月30日）（抜粋）

薬価について市場実勢価格を踏まえた適正化を行うとともに、薬価改定の在り方について、個々の医薬品の価値に見合った価格が形成される中で、先進的な創薬力を維持・強化しながら、国民負担の抑制につながるよう、診療報酬本体への影響にも留意しつつ、2018年度（平成30年度）までの改定実績も踏まえ、その頻度を含めて検討する。

平成28年度予算の編成等に関する建議（平成27年11月24日 財政制度等審議会）（抜粋）

消費税率の引上げに伴う負担増は最終的には患者等に帰属することとなる。その際、市場実勢価格に比して高止まりした薬価基準をベースに診療報酬上の対応（又は消費税の課税化）が行われることにより不合理な国民の超過負担が生じることのないよう、平成28年中に薬価調査を行い、平成29年4月より、直近の市場実勢価格を反映した新たな薬価基準に改定することが必須であり、その薬価調査の実施については、遅くとも、平成28年央までに決定すべきである。

平成28年中の薬価調査等の実施に対する各団体等の意見(ご参考)

○中医協1号側委員（中医協総会（平成27年12月25日）平成28年度診療報酬改定に関する1号側（支払側）の意見）
「平成29年4月の消費税率10%への引き上げを見据え、これに対応した薬価調査を実施することについて検討する必要がある」

○日本医薬品卸売業連合会（中医協・薬価専門部会（平成27年9月30日）薬価基準制度について（意見））
「消費税引上げに伴う薬価の改定については、9月末時点の未妥結減算制度への対応と薬価調査が時期的に重なり大変な労力が強いられることや、2016年度薬価改定から半年後の価格調査となると市場実勢価格の把握に限界があることから、実施しないことが望ましい。仮に、薬価調査を実施する場合には、できる限り簡素なものとするのが望ましい。」

○日本製薬団体連合会（中医協・薬価専門部会（平成27年12月9日）薬価制度改革に関する意見）
「平成29年4月に、既収載品に係る消費税率引上げ対応を行うことに併せた、市場実勢価格に基づく引下げ改定の実施には、重ねて反対する。」

○米国研究製薬工業協会（中医協・薬価専門部会（平成27年12月9日）薬価制度改革に関する意見）
「2017年消費増税時の薬価改定については、薬価調査を実施せず、係数により補正することとしていただきたい」

○欧州製薬団体連合会（中医協・薬価専門部会（平成27年12月9日）薬価制度改革に関する意見）
「消費増税時においては、実勢価格調査に基づく改定ではなく、消費税増税分の対応のみによる改定を要望します。」

○日本医療機器産業連合会等（中医協・保険医療材料専門部会（平成27年9月9日）意見陳述資料）
「消費税増税に際しては前述の理由により、材料価格調査をせずに、消費税対応をお願いしたい（例えば、平成元年と同様な取扱い）」

目次

- 平成28年度税制改正大綱
- 消費税率8%への引上げ対応時の経緯
- 薬価調査、特定保険医療材料価格調査
- **医療経済実態調査**
- 医療機関等の設備投資に関する調査
- 消費税分科会の今後の進め方（案）

議論の中間整理(平成25年9月25日)概要

消費税率引上げに伴う改定財源の配分の考え方について

消費税率引上げに伴う改定財源及びその配分方法に関する基本的な考え方について議論を行った。

消費税率引上げに伴う本体報酬に係る改定財源の配分については、以下の算式で得られる数値により財源を按分することを基本とする。

① 医科、歯科、調剤間での財源配分

＜医科、歯科、調剤ごとの医療費シェア＞ × ＜医科、歯科、調剤ごとの課税経費率＞

② 病院、診療所間での財源配分

＜病院、診療所ごとの医療費シェア＞ × ＜病院、診療所ごとの課税経費率＞

③ 入院料間での財源配分

＜各入院料ごとの医療費シェア＞ × ＜各入院料ごとの課税経費率＞

※ 課税経費率：医療経済実態調査等より算出した、当該分類ごとの費用と損益差額の合計額に占める課税仕入れ（原則として、医薬品、特定保険医療材料に係るものを除く）の割合

診療報酬とは別建ての高額投資対応について

「医療機関等の設備投資に関する調査」を行うとともに、平成26年4月の消費税率8%への引上げ時に、診療報酬とは別建ての高額投資対応を行うことについて検討を行った。

診療側委員からは、「8%への引上げ時点においては、複雑な対応をすべきではない」「別の意味の不公平感が生じる」との反対意見が多数述べられ、支払側委員からも、「加入者、事業者の理解を得るのが困難」「効果がコストに見合わない」などの意見が述べられた。

また、「医療機関等の設備投資に関する調査」の結果等によれば、医療機関等の投資実績に応じた償還に必要な財源規模を正確に見込むことは困難と考えられることから、消費税率8%引上げ時には、診療報酬とは別建ての高額投資対応は実施せず、診療報酬改定・調剤報酬改定により対応することとする。

消費税率8%への引上げに伴う改定率と財源配分について

平成26年度診療報酬改定率（消費税率引上げ対応分）

| | 本体 | 薬価 | 材料価格 |
|-------|--------|--------|-------|
| 経費率 | 21.99% | 24.64% | 3.19% |
| 改定率※1 | 0.63% | 0.64% | 0.09% |

↓
全体改定率
1.36%

※1：改定率 = 課税経費率 × 3/105

| | 総医療費 | 医科医療費 | 歯科医療費 | 調剤医療費 |
|---------|--------|--------|--------|-------|
| 課税経費率※2 | 21.99% | 24.64% | 30.20% | 6.35% |
| 改定率※3 | 0.63% | 0.71% | 0.87% | 0.18% |
| 医療費シェア | — | 76% | 7% | 17% |

※2：課税経費率・・・医療経済実態調査等より算出した、当該分類ごとの費用と損益差額の合計額に占める課税仕入れ（医薬品、特定保険医療材料に係るものを除く）の割合

※3：改定率 = 0.63% × 医科・歯科・調剤毎の課税経費率 / 21.99

財源配分額

診療報酬改定（本体） 約 2 6 0 0 億円
各科改定率
 医科 約 2 2 0 0 億円
 歯科 約 2 0 0 億円
 調剤 約 1 0 0 億円

薬価改定等 約 3 0 0 0 億円
薬価改定 約 2 6 0 0 億円
材料価格改定 約 4 0 0 億円



- 医療経済実態調査等により把握した費用構造推計結果等を用いて、改定率や改定財源配分を決定している

平成28年中の医療経済実態調査の実施について

平成元年・9年・26年の対応

| | 医療経済実態調査の実施有無 |
|-------|--|
| 平成元年 | 医療経済実態調査は実施せず 昭和62年の医療経済実態調査のデータを基 に、改定率を計算 |
| 平成9年 | 医療経済実態調査は実施せず 平成7年の医療経済実態調査のデータを基 に、改定率を計算 |
| 平成26年 | 通常の改定年度であり、 <u>医療経済実態調査 を実施</u> 実施した医療経済実態調査のデータを基に 改定率を計算 |

第20回実調スケジュール

| 平成27年 | 実施事項 |
|-------|---------------------------|
| 3月4日 | 中医協総会で内容が確定 |
| 3月～ | 総務省申請、調達手続き、 調査客体の抽出作業 |
| 4月下旬 | 総務省承認 |
| 5月上旬 | 調達手続き完了 調査客体の抽出作業完了 |
| 5月中旬 | 送付先名簿作成、調査票印刷 |
| 5月下旬 | 調査票の発送 |
| 6月末日 | 調査票の締切 |
| 7月～9月 | 委託業者による督促、データ精査 |
| 10月 | 報告書の作成・印刷 |
| 11月4日 | 実施小委、総会へ報告 |

消費税率10%時(平成29年度)の改定率と財源配分について

(※消費税率8%引上げ時に用いた計算式について、実調結果と医療費シェアを、直近のものに機械的に置き換えた結果)

平成24年度の医療費シェアと課税経費率を用いた場合

| | 本体 | 薬価 | 材料価格 | |
|-----|--------|--------|-------|-------------------------|
| 経費率 | 21.99% | 24.64% | 3.19% | 全体改定率 → 0.91% |
| 改定率 | 0.42% | 0.43% | 0.06% | |

| | 総医療費 | 医科医療費 | 歯科医療費 | 調剤医療費 |
|--------|--------|--------|--------|-------|
| 課税経費率 | 21.99% | 24.64% | 30.20% | 6.35% |
| 改定率 | 0.42% | 0.47% | 0.58% | 0.12% |
| 医療費シェア | — | 76% | 7% | 17% |

財源配分額

| | |
|------------|-----------------|
| 診療報酬改定(本体) | 約 1 8 0 0 億円 |
| 各科改定率 | 医科 約 1 5 0 0 億円 |
| | 歯科 約 2 0 0 億円 |
| | 調剤 約 1 0 0 億円 |
| 薬価改定等 | 約 2 1 0 0 億円 |

平成26年度の医療費シェアと課税経費率を用いた場合

| | 本体 | 薬価 | 材料価格 | |
|-----|--------|--------|-------|-------------------------|
| 経費率 | 22.88% | 22.99% | 3.08% | 全体改定率 → 0.91% |
| 改定率 | 0.42% | 0.43% | 0.06% | |

| | 総医療費 | 医科医療費 | 歯科医療費 | 調剤医療費 |
|--------|--------|--------|--------|-------|
| 課税経費率 | 22.88% | 26.25% | 28.90% | 6.52% |
| 改定率 | 0.42% | 0.48% | 0.53% | 0.12% |
| 医療費シェア | — | 75% | 7% | 18% |

財源配分額

| | |
|------------|-----------------|
| 診療報酬改定(本体) | 約 1 8 0 0 億円 |
| 各科改定率 | 医科 約 1 5 0 0 億円 |
| | 歯科 約 2 0 0 億円 |
| | 調剤 約 1 0 0 億円 |
| 薬価改定等 | 約 2 1 0 0 億円 |

- 第20回医療経済実態調査(平成27年実施)による費用構造は、第19回医療経済実態調査(平成25年実施)による費用構造から大きな変化は認められず、
- 消費税率10%時(平成29年度)の改定率について、医療費シェアと課税経費率は平成24年度、26年度のどちらを用いて計算しても、全体改定率+0.91%(約3900億円)となる

※平成26年度概算医療費の対前年度比(101.8%)を基に平成29年度国民医療費を43兆円と簡易的に推計した上で、計算。

今後施行される制度等は織り込んでいない。また、平成26年度の国民医療費のシェアならびに、課税経費率を求める際に使用する医療機関等の全国施設数については、平成25年度のものを用いており、今後、係数の見直しにより、数値の変動があり得る。

(余白)

目次

- 平成28年度税制改正大綱
- 消費税率8%への引上げ対応時の経緯
- 薬価調査、特定保険医療材料価格調査
- 医療経済実態調査
- **医療機関等の設備投資に関する調査**
- 消費税分科会の今後の進め方（案）

医療機関等の設備投資に関する調査について

医療機関等の設備投資に関する調査（平成25年実施）

概要

目的：

病院、一般診療所、歯科診療所及び保険薬局における設備投資の状況を把握し、消費税率引上げに対する手当ての検討に必要な基礎資料を整備すること

医療経済実態調査では分からない設備投資等の取得状況を把握するため、固定資産台帳に着目した調査を行うこととしたもの（※現在の医療経済実態調査では設備投資額を集計している）

調査対象期間：

原則として平成24年3月までの直近5事業年（度）

調査項目：

- ・施設種類別の資産1件あたり投資金額や投資件数の傾向
- ・資産種類別の投資金額や投資件数の傾向
- ・年度別の総収入額に対する投資額比率
- ・医療機器等の分類別の、投資金額や投資件数の傾向 等

回収率：

- ・病院：12.9%
- ・一般診療所：10.4%
- ・歯科診療所：13.5%
- ・保険薬局：13.5%

スケジュール

| 平成25年 | 実施事項 |
|-----------|----------------|
| 1/15 | 調査委託業者の決定 |
| 2/7-9 | 調査票の発送 |
| 3/5 | 調査票の締切 |
| 3/12,6/11 | 追加回収の依頼 |
| 6/21 | 暫定結果報告（消費税分科会） |
| 6/26 | 追加回収の締切 |
| 8/28 | 最終結果報告（消費税分科会） |
| 9/25 | 最終結果報告（中医協総会） |

医療機関等の設備投資に関する調査について

医療機関等の設備投資に関する調査結果の概要（中医協 総2-2 25.9.25）（抜粋）

調査に回答した医療機関等の投資は、実額についても、収入に対する比率についても、年度による変動が大きく、施設ごとの投資額比率は年度単位で見れば同じ施設類型においてもその高低が極端な状況にあり、過去の医療経済実態調査における投資実額の数字も年度による変動が大きかったことも併せて考えれば、年度ごとの投資実績に応じた償還について、必要な財源規模を正確に見込むことは困難ではないか。

調査に回答した医療機関等においては、建物、医療情報システム、歯科用機器、調剤用機器、車両などに対する投資の比率が高く、過去の医療経済実態調査においても投資実績に占める建物投資の比率が高いという結果となっており、個別の診療行為との対応関係が明確でない投資が大宗を占めていると言えるのではないか。

議論の中間整理（平成25年9月25日）（抜粋）

以上のとおり、診療側委員、支払側委員の意見が一致したことから、消費税率の8%引上げ時には、診療報酬とは別建ての高額投資対応は実施せず、診療報酬改定（調剤報酬改定を含む。）により対応することとする。



- 消費税率8%への引上げ時には、高額投資に関する調査を行った結果、診療報酬とは別建ての高額投資対応は実施しないことに両側委員の意見が一致したが、平成28年度税制改正大綱も踏まえ、改めて高額投資に関する調査を行うことについてどう考えるか

(余白)

目次

- 平成28年度税制改正大綱
- 消費税率8%への引上げ対応時の経緯
- 薬価調査、特定保険医療材料価格調査
- 医療経済実態調査
- 医療機関等の設備投資に関する調査
- 消費税分科会の今後の進め方（案）

消費税分科会の今後の進め方(案)

- 薬価調査及び特定保険医療材料価格調査の実施要否については、本日の議論を中医協へ報告のうえ、消費税率10%への引上げに伴う薬価改定、特定保険医療材料価格改定の方法と併せて中医協にて本年央までに決定する
- 医療経済実態調査については、本日の議論を中医協へ報告のうえ、実施要否を中医協にて決定する
- 医療機関等の設備投資に関する調査については、次回以降に引き続き詳細な議論を実施する